

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	<p>1 開会 開会を宣する。</p>
神田副会長	<p>2 あいさつ 神田副会長から、あいさつがなされる。 * 齋藤会長が欠席のため、神田副会長が代理を務める。</p>
事務局（千葉）	<p>3 議題 (当会議設置要綱第5条第3項により、副会長が議長を務める。)</p> <p>(1) 今後の条例検討スケジュールについて 具体的な検討に着手するのが遅れたことにより、6月議会に住民投票条例の条例案を提出することが厳しくなったため、9月議会に条例案を提出することになったことを説明し、それに伴い、資料1のとおり検討スケジュールも変更したことを説明した。</p>
神田副会長	<p>事務局の説明が終了した。「今後の条例検討スケジュール」について、ご意見をお願いしたい。</p>
A委員	<p>9月議会に条例を上程して10月1日に条例を施行するのでは、十分な周知期間がとれないが、法的に問題ないのか。</p>
事務局（千葉）	<p>住民投票条例については、周知期間を確保しなければならない法的な義務はないので問題はない。</p>
B委員	<p>市民推進会議の提言書と市の案のすり合わせは、第17回会議と第18回会議の間に行うのか。</p>
事務局（千葉）	<p>提言書の提出をいただいた後に市としての案を作成するので、第18回会議</p>

事務局（千葉）	<p>において提言書を提出していただいた後にすりあわせを行うことを考えている。</p> <p>(2) 住民投票条例に規定すべき事項に関する具体的検討 I</p> <p>①住民投票に付することができる事項について</p> <p>前回の会議において配布した資料「住民投票に付することができる事項」に関する検討のポイント」（資料1）に基づき、説明を行った。</p>
神田副会長	<p>事務局の説明が終了した。「住民投票に付することができる事項」について、順番にご意見をお願いしたい。</p>
B委員	<p>住民投票に付することができる事項を厳しく制限するような規定にはしない方がよい。また、一定の署名数（1/4以上など）を集めた場合には、住民投票を付することができるといった内容を入れた方がよい。</p>
C委員	<p>財務に関する事項は、市民の最も関心のあるところであり、また、市民生活に影響があるところなので、「市の組織、人事及び財務に関する事項」は対象から除外する事項に入れない方がよい。また、原子力発電所関連のことなどについて、市として国や県に要望や意見を示す必要もあることから、「市の権限に属さない事項」についても除外する事項に入れない方がよい。</p> <p>「住民投票に付することができないと認められる事項」については、入れておく意味がわからない。</p>
D委員	<p>住民投票に付することができない事項を列挙して、それ以外のものは全て住民投票に付することができることとした方がよい。</p>
E委員	<p>一定の署名数を集めた場合には、住民投票を付することができるといった内容にしてもよいのではないか。</p>
F委員	<p>「住民投票に付することができないと認められる事項」については、具体的に</p>

	<p>どのようなものを想定しているのか。</p>
事務局（千葉）	<p>他市町では、現時点で想定できない事由により除外すべきことが出てくることもありえることから、概括的な規定をおいているようである。</p>
F委員	<p>市民側として考えるのであるから、「住民投票に付すことができないと認められる事項」については、規定しなくてもよいのではないか。</p>
G委員	<p>「住民投票に付すことができるもののハードルを下げ、より多くの参画を促す。」ということで我々のコンセンサスは取れているのではないか。対象から除外する事項については、どのような事項を想定しているのかわからなければ除外してよいとは言えない。行政の方から想定している除外事項を示してくれば議論ができると思う。</p>
H委員	<p>一定の署名数があれば重要事項として投票ができるようにしたい。</p>
I委員	<p>「専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項」は、市民の高い関心を引く事項が出てくることもあるのではないかと思うので、対象から除外しない方がよいと思う。また、一定の署名数があれば適用除外事項であっても投票できることとしてもよいと思う。</p>
A委員	<p>住民投票に付すことができない事項を列挙して、それ以外のものは全て住民投票に付すことができることとした方がよい。ただし、住民投票を行うためには、それなりのハードルも必要だと思われる。</p>
J委員	<p>私も、基本的な意見は皆さんと同じであるが、首長や議会との整合も必要だと考える。また、住民投票が乱発されないようにしたい。</p>
事務局（千葉）	<p>一定の署名を集めることができれば全て住民投票ができるようにするのは、法に反する場合もある。</p>

J委員	法律に反する条例は作れないし無効である。皆さんの意見では、なるべく対象から除外される規定を少なくしてハードルを低くするというご意見が多かったが、住民投票は市長や議会も発議することができるので、それも念頭に置いて住民投票の対象から除外する規定をどのようにするのか検討した方がよい。
G委員	住民投票を実施するには約1千万円かかることをしっかりと市民に広報する必要がある。また、お金をかけないような方法を検討することも必要である。
B委員	市長や議会も住民投票を発議できるようにすることを考えると、住民投票のハードルを低くするのもどうかと思う。
A委員	住民投票の発議は市民のみできるというようにできないか。
神田副会長	自治基本条例で市長、議会も発議できることとなっている。
E委員	和光市では、1000人以上の署名が集まった場合には、市長が議会の議決を得て住民投票を実施しなければならない。また、10,000人以上の署名が集まれば無条件に住民投票を実施しなければならないという条例を作っている。白岡でもこのような条例を参考にしたらどうか。
A委員	和光市の件は事務局の方で調べておいてほしい。
事務局（千葉）	了解した。
神田副会長	皆さんの意見をまとめると、「投票に付すことができる事項のハードルを下げるとともに除外事項を限定するなど、参画しやすい投票制度が望ましい。また、一定の署名数があつまれば投票を実施する。」という規定とすることが望ましいのではないかということになる。 これらの意見を集約して作業部会で案の検討を行い、全体会に諮ることとする。

事務局（千葉）	<p>②投票資格者について</p> <p>前回の会議において配布した資料「投票資格者」に関する検討のポイント」（資料２）に基づき、説明を行った。</p>
B委員	<p>市長、議会議員の選挙と同様に、現行の選挙権を有するものが適当だと思う。また、外国人については、白岡には少ないので入れなくてもよいのではないかな。</p>
C委員	<p>現行の選挙権を有するものが適当だと考える。</p>
D委員	<p>18歳以上としてもよいのではないかな。昔は18歳でも大人として扱われていたし、若い世代の意見を聴いてもよいと思う。</p>
E委員	<p>自治基本条例における検討と同様に18歳以上の市内に住所を有する者とすることがよいと考えている。</p>
F委員	<p>選挙と一緒に実施する場合、同じ投票所で、住民投票の投票権しか持っていない人と選挙権を持っている人が一緒に投票することができるのかな。</p>
事務局（千葉）	<p>公職選挙法では、選挙権を持っている人以外は投票所に入れないこととなっているので、同じ投票所で一緒に投票することはできない。</p>
F委員	<p>一緒に投票できないのであれば、20歳以上で市内に住所がある人とした方がよい。</p>
G委員	<p>グローバル化を目指すのかなど市のビジョンによって規定すべき内容が違ってくる。市外の人や外国人を投票資格者に含めるべきかなどを、この会議で議論することはふさわしくないと考える。年齢要件について制限が無いのであれば、義務教育中の14歳くらいから投票できるようにできればよいと考える。</p>

H委員	20歳以上の住民とするのがよいと考える。外国人に投票権を認めるのかどうかについてはコメントを控えたい。
I委員	この会議の中では、なるべく緩やかな内容とするのがよいと思うので、年齢要件は16歳で、市内に住所があれば良いのではないかと思う。
A委員	市内に住所がある人ということで外国人も含めた方がよいと思う。また、年齢要件については、選挙権と同じ20歳以上がよいのではないか。
J委員	18歳以上の市内に住所を有する者とするのがよいと考える。理由は国際的には選挙権が18歳以上であるところが多いこと、また、国民投票法の年齢要件も18歳以上としているからである。引き続き3ヶ月住所を有するという要件はいらない。
神田副会長	投票要件については、様々なご意見が出された。今後、作業部会で案の検討を行っていくこととするが、意見がまとまらなかった場合は両論併記で提言していければよいと考えている。
神田副会長	4 その他 事務連絡について、事務局に説明を求める。
事務局（千葉主査）	次回会議の日程について説明を行った。また、前回会議の会議録については次回会議にて配布することについて了承を得た。
金子参事	(質疑なし) 5 閉会 閉会を宣する。